

事 務 連 絡
平成30年1月22日

各都道府県主管部局長 殿
各指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

平成30年大雪等に係る受注者の除排雪への協力に対する配慮について

今冬期は、豪雪地帯ではない地域も含めて局地的に大規模な降雪に見舞われておりますが、除排雪の円滑な実施に当たっては、建設企業が除排雪に協力しやすいう発注者としても配慮が必要です。

国土交通省においては、別添1のとおり、工事の一時中止などに柔軟に対応することとしておりますので、貴都道府県（貴市）においても上記取扱いを参考に適切に対応していただくようお願いいたします。各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知をお願いします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け国土入企第14号）により既に通知したとおり、除排雪を含む地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合における地域維持型契約方式の適切な活用を図られますよう併せてお願いします。

なお、別添2のとおり、各建設業団体の長あてに連絡しておりますので、併せてお知らせ致します。

事務連絡

平成30年1月22日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課長

平成30年大雪等に係る除排雪への協力について

今冬期は、豪雪地帯ではない地域も含めて局地的に大規模な降雪に見舞われておりますが、道路、ライフライン等の除排雪への協力に感謝申し上げます。

公共工事標準請負契約約款第20条第2項においては、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるとされています。

国土交通省では、除排雪への協力に関して、協力事業者が受注している公共工事の一時中止命令について、国土交通省の直轄工事については別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては別添2のとおり適切な取扱いをお願いするとともに、地域維持型契約方式の活用についても再度周知を図ったところです。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、本通知の周知をお願い致します。